

事務連絡
令和5年11月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和6年1月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 84 点
- ロ 小白歯・前歯 52 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 22点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,179点
- (2) 4分の3冠 1,473点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 365点
 - b 複雑なもの 675点
 - ロ 5分の4冠 849点
 - ハ 全部金属冠 1,069点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 248点
 - b 複雑なもの 494点
 - ロ 4分の3冠 610点
 - ハ 5分の4冠 610点
 - ニ 全部金属冠 765点

3 銀合金

- (1) 大白歯
 - イ インレー

a	単純なもの	24 点
b	複雑なもの	41 点
ロ	5分の4冠	53 点
ハ	全部金属冠	66 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	15 点
b	複雑なもの	31 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	38 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	38 点
ニ	全部金属冠	48 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	610 点
(2)	小白歯	610 点
(3)	大白歯	849 点
2	銀合金	
(1)	前歯	38 点
(2)	小白歯	38 点
(3)	大白歯	53 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	365 点
ロ	小白歯・前歯	248 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	24 点
ロ	小白歯・前歯	15 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	953 点
2	銀合金を用いた場合	106 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,231点

ロ 小臼歯 927点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 52点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 740点

ロ 小臼歯 927点

ハ 大臼歯 1,231点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 67点

ロ 小臼歯 67点

ハ 大臼歯 67点

M017-2 高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	37 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,528 点
ロ 犬歯・小白歯	1,243 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	1,243 点
ロ 犬歯・小白歯	954 点
ハ 前歯（切歯）	735 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	984 点
ロ 犬歯・小白歯	770 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	675 点
ロ 犬歯・小白歯	587 点
ハ 前歯（切歯）	545 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	729 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	563 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	272 点
(2) 犬歯・小白歯	294 点
(3) 大白歯	338 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小白歯	38 点
(3) 大白歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大白歯	675 点
ロ 小臼歯・前歯	494 点

(2) 銀合金

イ 大白歯	41 点
ロ 小臼歯・前歯	31 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,577 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>84 点</u> ロ (略) (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,179 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,473 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>365 点</u> b 複雑なもの <u>675 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>83 点</u> ロ (略) (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,151 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,438 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>372 点</u> b 複雑なもの <u>688 点</u>

ロ 5分の4冠	<u>849点</u>	ロ 5分の4冠	<u>866点</u>
ハ 全部金属冠	<u>1,069点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,089点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>248点</u>	a 単純なもの	<u>253点</u>
b 複雑なもの	<u>494点</u>	b 複雑なもの	<u>504点</u>
ロ 4分の3冠	<u>610点</u>	ロ 4分の3冠	<u>622点</u>
ハ 5分の4冠	<u>610点</u>	ハ 5分の4冠	<u>622点</u>
ニ 全部金属冠	<u>765点</u>	ニ 全部金属冠	<u>780点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ (略)		イ (略)	
ロ (略)		ロ (略)	
ハ 全部金属冠	<u>66点</u>	ハ 全部金属冠	<u>65点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	<u>31点</u>	b 複雑なもの	<u>30点</u>
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>38点</u>	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>37点</u>
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>38点</u>	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>37点</u>
ニ (略)		ニ (略)	
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	<u>610点</u>	(1) 前歯	<u>622点</u>
(2) 小臼歯	<u>610点</u>	(2) 小臼歯	<u>622点</u>
(3) 大臼歯	<u>849点</u>	(3) 大臼歯	<u>866点</u>
2 銀合金		2 銀合金	

(1) 前歯	<u>38 点</u>	(1) 前歯	<u>37 点</u>
(2) 小臼歯	<u>38 点</u>	(2) 小臼歯	<u>37 点</u>
(3) (略)		(3) (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>365 点</u>	イ 大白歯	<u>372 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>248 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>253 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>953 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>971 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>106 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>105 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>1,231 点</u>	イ 大白歯	<u>1,254 点</u>
ロ 小臼歯	<u>927 点</u>	ロ 小臼歯	<u>945 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>740 点</u>	イ 前歯	<u>754 点</u>
ロ 小臼歯	<u>927 点</u>	ロ 小臼歯	<u>945 点</u>
ハ 大白歯	<u>1,231 点</u>	ハ 大白歯	<u>1,254 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鋳造鉤 (1 個につき)		M020 鋳造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	

(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>1,528 点</u>	イ 大・小白歯	<u>1,491 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>1,243 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>1,213 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>1,243 点</u>	イ 大白歯	<u>1,213 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>954 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>932 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>735 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>717 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>984 点</u>	イ 大・小白歯	<u>1,003 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>770 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>784 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>675 点</u>	イ 大白歯	<u>688 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>587 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>599 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>545 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>555 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>729 点</u>	(1) 双子鉤	<u>712 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>563 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>550 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>272 点</u>	(1) 前歯	<u>278 点</u>
(2) 犬歯・小白歯	<u>294 点</u>	(2) 犬歯・小白歯	<u>299 点</u>
(3) 大白歯	<u>338 点</u>	(3) 大白歯	<u>344 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	

<p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大白歯 <u>675 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>494 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>31 点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー (1 個につき)</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,577 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大白歯 <u>688 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>504 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>30 点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー (1 個につき)</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,608 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
---	---

○厚生労働省告示第 321 号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月一日から適用する。

令和五年十一月二十日

厚生労働大臣 武見 敏三

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～009 (略)</p> <p>010 血管造影用マイクロカテーテル</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 気管支バルブ治療用</u> 48,900円</p> <p>011～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1) 疼痛除去用</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 16極以上用・充電式・自動調整機能付き</u> 2,260,000円</p> <p><u>⑧</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>088～131 (略)</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～009 (略)</p> <p>010 血管造影用マイクロカテーテル</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>011～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1) 疼痛除去用</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>⑦</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>088～131 (略)</p>

132 ガイディングカテーテル (1)~(3) (略) (4) 気管支用	90,300円	132 ガイディングカテーテル (1)~(3) (略) (新設)	
133 血管内手術用カテーテル (1)~(7) (略) (8) 血管内異物除去用カテーテル ①~⑤ (略) ⑥ リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテル	434,000円	133 血管内手術用カテーテル (1)~(7) (略) (8) 血管内異物除去用カテーテル ①~⑤ (略) (新設)	
(9)~(22) (略) 134~224 (略) 225 気管支用バルブ	313,000円	(9)~(22) (略) 134~224 (略) (新設)	
III・IV (略)		III・IV (略)	
V 歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格		V 歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格	
001~035 (略)		001~035 (略)	
036 半導体レーザー用プローブ	229,000円	(新設)	
037 レーザー照射用ニードルカテーテル	1,990円	(新設)	
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	
001~057 (略)		001~057 (略)	
058 CAD/CAM冠用材料 (1)~(4) (略)		058 CAD/CAM冠用材料 (1)~(4) (略)	
(5) CAD/CAM冠用材料 (V)	1個 6,150円	(新設)	
059~069 (略)		059~069 (略)	
VII~IX (略)		VII~IX (略)	